

記載要領

鴨川市職員措置請求書

市長等執行機関や職員に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

・誰が(対象となる職員)

・いつ、どのような財務会計上の行為又は怠る事実があるのか。

「請求の対象となっている行為」は、法第 242 条第 1 項に記載されている行為又は事実のどれかに該当しているか。」

違法若しくは不当な ①公金の支出(鴨川市の管理に属する現金など)

②財産の取得・管理・処分(土地、建物、物品に係るものなど)

③契約の締結・履行(購入、契約の締など)

④債務その他の義務の負担

違法若しくは不当に ⑤公金の賦課・徴収を怠る事実(市税の徴収を怠る場合など)

⑥財産の管理を怠る事実(損害賠償請求を怠る場合など)

注意 ①～④までは、当該行為が行われることが相当の確実さで予想される場合を含みます。

なお、当該行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合には、原則として監査請求することができません。

・その行為又は怠る事実はどのような理由で違法又は不当であるのか。

・その結果どのような損害が市に生じているのか。

・どのような措置を講じることを請求するのか。

2 請求者

住所

氏名 (必ず自署すること)

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

鴨川市監査委員 (あて)